

## ご加入に際して（電力総連としての取扱い）

### 加入資格および税法上の取扱い

◆電力総連加盟組合の組合員および組合が認めた方で申込日現在健康で正常に就業している、加入日(月払4月1日、半年払8月1日)現在満15歳以上満57歳以下の方。積立払込完了年齢まで10年以上ある方は個人年金保険料控除(ただし加入年齢が満50歳以上で積立完了年齢まで2年以上ある方は、一般の生命保険料控除)が受けられます。税務の取扱いについては税制改正により、今後変更となる場合があります。

### 掛金

- ◆加入者負担。払込方法は次のいずれかを選択します。
  - ①月払……1口 2,000円。3口以上最高50口まで
  - ②半年払……1口10,000円。1口以上最高50口まで
  - ③月払と半年払の併用
- ◆月払(併用を含む)は通常の積立に加えて、次の場合に一時払による積立を行うことができます。
  - 4月、9月の各1日 ■年金受給権取得時
  - 一時払……1口100,000円。1口以上最高200口まで
  - 年金受給権取得時に一時払で積立を希望し、確定年金を選択した場合は、一時払の口数は積立金範囲内の口数とします。
- ◆掛金には運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料が含まれています。
  - ①運営事務費
    - 月払…1口あたり0.75%(2,000円につき15円)
    - 一時払…1口あたり0.08%(100,000円につき80円)
    - 半年払…1口あたり0.5%(10,000円につき50円)
  - ②生保手数料
    - 掛金について(掛金-運営事務費)×約1.3%
    - 積立金について 決算時及び脱退時の場合約0.1%
  - ③遺族特約保険料
    - 月払…(掛金-運営事務費)の約0.07%(一時払はありません)
    - 半年払…(掛金-運営事務費)の約0.42%
- ※記載の数値は変更される場合があります。
- ◆加入者の預金口座からの自動引落を原則とします。(第1回の引落しは月払は3月12日、半年払は7月12日、12日が金融機関休業日の場合、翌営業日の引落し)
- ◆月払、半年払掛金の口座引落しが残高不足により、不能となった場合は、翌月に再度引落し(月払については2ヵ月分)しますが、再度引落しができなかった場合は、さらに翌々月に3度目の引落し(月払については3ヵ月分)を行います。
- ◆3ヵ月連続して引落しができなかったときは、脱退扱いとなります。
- ◆一時払は再度引落しはせず、申込みはなかったものとして取扱います。

### 加入・変更

- ◆年1回の申込受付時に、月払・半年払とも受け付けます。ただし、実際の取扱いは、月払は2020年4月1日付、半年払は2020年8月1日付となります。
- ◆中止(口数を減らすこと)の場合、中止分の支払いは行わず、継続積立分とあわせて運用します。
- (注)口数を減らす場合、一部中止の事由に該当することを要します。一部中止の事由=災害、疾病・障害(親族の疾病・障害および死亡を含む)、住宅の取得、教育(親族の教育を含む)、結婚(親族の結婚を含む)、債務の弁済、その他加入者が掛金の拠出に支障のある場合。

### 脱退

- ◆いつでも脱退できます。(手続きは月1回)
- ◆月払と半年払を併用の方は、一方だけを脱退し、給付を受取るすることができます。

### 積立完了年齢

- ◆満60歳。ただし、満60歳到達時に、希望により満65歳積立完了に変更することができます。

本資料についてのお問い合わせは

**全国電力関連産業労働組合総連合**

〒108-0073 東京都港区三田2丁目7番13号 TDS三田3階  
電話 03-3454-5478

引受生命保険会社

**明治安田生命保険相互会社(幹事会社)** 本社 〒107-0052 東京都港区赤坂2-14-27 国際新赤坂ビル東館 21階  
お取扱先 広域組織法人部 電話 03-3560-5905

**第一生命保険株式会社(副幹事会社) 日本生命保険相互会社 富国生命保険相互会社 太陽生命保険株式会社**

※引受保険会社は、各ご加入者の加入金額のうちそれぞれの引受割合(令和元年7月1日現在)による保険契約上の責任を負います。また、引受会社および引受割合は変更することがあります。

相互会社においては、ご契約者が「社員(構成員)」として会社の運営に参加する仕組みとなっておりますが、この契約におけるご契約者は団体(全国電力関連産業労働組合総連合)であり、ご加入者は被保険者であるため、社員とはなりません。したがって、総代の選出に関する社員の権利等、社員が有する権利はありません。この制度は、生命保険会社と締結した拠出型企業年金保険契約に基づき運営します。

## 拠出型企業年金保険

お申し込みはあなたの職場の組合役員へ

## 電力総連年金制度

# 新規加入(増口)募集中! 年に1度のチャンスです

**募集期間 2019年10月15日~12月15日**

(申込締切日)

予定利率

年1.25%

※予定利率については将来変更される場合があります。



## 魅力的な特長がいろいろ! 明るい未来が広がります!

- 1 電力総連のスケールメリットをいかした、組合員のための魅力ある制度です。
- 2 ライフスタイルにあわせた金額設定はもちろん、まとまった額での積立も可能です。
- 3 年金の受取方法は4種類。ゆとりある老後の生活を支えます。

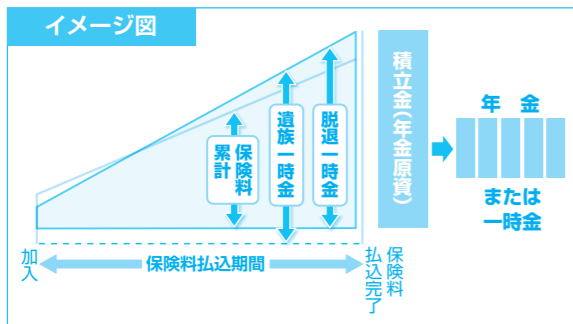
## 意向確認【ご加入前のご確認】

ご加入の内容等に関する重要な事項のうち、特にご確認いただきたい事項を【契約概要】、ご加入に際して特にご注意いただきたい事項を【注意喚起情報】に記載していますので、ご加入前に必ずお読みください。また、各事項の詳細につきましては本パンフレットの該当箇所を必ずご参照ください。ご加入にあたっては、【契約概要】【注意喚起情報】および本パンフレットの内容とあわせて、取扱内容・給付額試算表の内容・保険料等がご意向に沿った内容となっているか、ご確認のうえお申込みください。

## 契約概要【ご契約内容】

### 1 商品の仕組み

企業・団体の従業員・所属員の方が、自助努力による老後保障資金を準備するために、企業・団体を保険契約者として運営する団体年金保険商品です。在職中に積立てを行ない、退職、退会等により保険料払込完了を迎えられた後に年金または一時金が受け取れます。また、遺族年金特約により、保険料払込期間中の死亡時には加算があります。



### 2 加入年齢、保険料、保険期間等

加入年齢、加入資格、(追加)加入日、保険料の額、払込方法、払込完了期日等につきましては、本パンフレットの該当箇所をご参照ください。退職、退会等により企業・団体の所属員でなくなった場合はすみやかに脱退いただきます。

### 3 積立金(受取予想額)

将来の受取予想額につきましては本パンフレットに記載の給付額試算表にてご確認ください。

### 4 年金や一時金が主に支払われる場合

#### ■基本年金(もしくは一時金)

保険料払込完了後に、積立金を原資とした年金もしくは一時金をお支払いします。

#### ■脱退一時金(もしくは年金)

保険料払込完了前に脱退される場合、原則一時金でお支払いとなりますが、年金でのお支払いが可能な場合があります。

#### ■遺族一時金

ご加入者が保険料払込期間中に死亡された場合は、積立金に遺族年金特約による加算をして、一時金にて遺族の方にお支払いします。

※上記の年金もしくは一時金について選択できる給付種類等は、企業・団体ごとの制度内容により取扱が異なります。

### 5 配当金

この保険は1年ごとに財政決算を行ない、剰余金が生じた場合は配当金をお支払いする仕組みとなっています。年度途中で脱退された場合その年の配当金はありません。

### 6 引受保険会社(事務幹事会社)

明治安田生命保険相互会社

本社：東京都千代田区丸の内2-1-1

※本パンフレット記載の複数の保険会社でご契約をお引受けし、明治安田生命保険相互会社は他の引受保険会社の委任を受けて事務を行ないます。引受保険会社は、それぞれの引受割合により保険契約上の責任を負います。なお、引受保険会社等は、変更される場合があります。

## 注意喚起情報【特に重要なお知らせ】

### 1 お申込みの撤回(クーリング・オフ制度)

この保険は、団体を契約者とする企業保険契約であり、クーリング・オフの適用はありません。なお、責任開始期前のお申込みの取り消し等については本パンフレット記載の団体窓口にお問い合わせください。

### 2 責任開始期

ご提出いただいた加入申込書に基づき引受保険会社にご加入を承諾した場合、引受保険会社は所定の「(追加)加入日」からご契約上の責任を負います。なお、企業・団体の社員・職員、保険会社の職員等には保険へのご加入を決定し、責任を開始させるような代理権はありません。

### 3 年金や一時金のお支払制限

次のような場合、年金や一時金のお支払いに制限があります。

■遺族年金・遺族一時金の受取人が故意に加入者を死亡させた場合は、他の相続人に遺族年金・遺族一時金をお支払いします。同様に年金受給者を死亡させた場合、未支払の年金原資を他の相続人にお支払いします。

■契約者の保険契約締結の際または加入者がこの保険契約に加入する際に、詐欺行為があった場合は、この保険契約の全部または一部が取り消しとなることあり、既に払込まれた保険料は払戻ししません。

■受取人や継続受取人が年金・一時金の請求について詐欺を行なった時(未遂を含みます)など、この保険契約の存続を困難とする重大な事由が発生した場合や、保険契約者、加入者、受取人または継続受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められるなどの重大な事由が発生した場合は、この保険契約の全部または一部を解除することがあります。この場合、所定の返戻金をお支払いします。

■保険料の払込を中断されている期間中にご加入者が死亡された場合、遺族年金特約による加算はありません。

### 4 保険料の払込

ご加入者からの保険料の払込のないまま所定の猶予期間を経過した場合、保険料の請求を停止し、加入取消もしくは脱退いただくことがあります。

### 5 信用リスク・生命保険契約者保護機構

■保険会社の業務または財産の状況の変化により、積立金や脱退・払出し時の一時金の金額、年金受給時にお約束した年金額が削減されることがあります。

■引受保険会社は生命保険契約者保護機構(以下「保護機構」といいます)に加入しています。保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがあります。この場合にも積立金額や年金受給時にお約束した年金額等が削減されることがあります。詳細については、保護機構までお問合せ下さい。(ホームページ <http://www.seihohogo.jp/>)

### 6 ご照会・ご相談窓口

この保険に関する生命保険会社に対する  
苦情・相談先(注)

明治安田生命保険相互会社  
広域組織法人部  
03-3560-5905

(注)一般のお手続き等に関するご照会につきましては、本パンフレット記載の団体窓口へご連絡ください。

■この保険に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページ <http://www.seiho.or.jp/>)

■なお、生命保険相談所が苦情の申出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

### 7 積立金や脱退・払出し時の一時金額

この保険では、お払いいただいた保険料全額をそのまま積み立てるのではなく、保険料の一部は事務手数料や遺族年金特約保険料に充てられます。したがって、積立金や脱退・払出し時の一時金の額がお払いいただいた保険料の累計額を下回る場合があります。

### 8 予定利率

予定利率とは、お預かりしている保険料積立金に対して付利する利率のことをいいます。金利水準の低下、その他の著しい経済変動などこの契約の締結の際、予見しえない事情の変更により特に必要と認められた場合には、保険業法および同法に基づく命令の定めるところにより主務官庁に届け出たうえで、予定利率を変更することがあります。

### 9 ご契約の継続と解約返戻金

■この保険は、ご加入者の加入状況または福利厚生制度の変更等によりご継続できないことがあります。ご加入者が10名未満となった場合、この契約は解約となる場合があります。■解約となる場合は、解約返戻金をお支払いします。

### 10 年金・一時金の支払いに関する手続き等の留意事項

■年金・一時金のご請求は、団体(ご契約者)経由で行なっていただく必要がありますので、年金・一時金のお支払事由が生じた場合、すみやかに本パンフレット記載の団体窓口にご連絡ください。

■年金・一時金のお支払事由が生じた場合、ご加入のご契約内容によっては、他の年金・保険金などのお支払事由に該当することがありますので、十分にご確認ください。

# 老後を安心してすごすために 自助努力の必要性は、 ますます高まっています



## 意向確認【ご加入前のご確認】

拠出型企業年金保険は、老後生活の資金確保を主な目的とする生命保険です。ご加入にあたってはご意向に沿った内容か、ご確認のうえお申込みください。

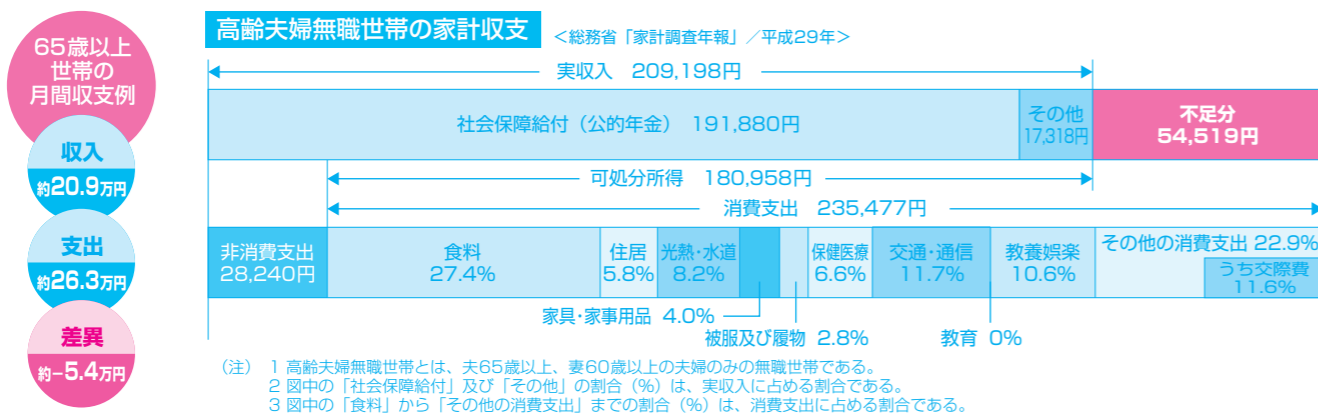
## 1 平均寿命は年々伸びています。 <厚生労働省「平成29・28年簡易生命表」>

平成29年の簡易生命表によると日本人の平均寿命は男性が81.09年、女性が87.26年となっています。充実した老後を送るには、生活資金の確保が重要です。

年齢	男性			女性		
	平成29年	平成28年	延び	平成29年	平成28年	延び
0歳	81.09	80.98	0.11	87.26	87.14	0.13
60歳	23.72	23.67	0.04	28.97	28.91	0.06
65歳	19.57	19.55	0.02	24.43	24.38	0.05

## 2 自助努力しないと赤字になります。

世帯主が65歳以上で無職である世帯(夫婦のみ)の家計をみると、実収入に対して、54,519円が不足しています。



## 3 充実した老後生活のための、自助努力の年金制度です。

年金月額約10万円を受取る時に必要な積立金額(60歳開始時)

年金種類	男女とも同じです	年金種類	男性	女性
①10年確定年金コース	約1,137万円	③15年保証期間付終身年金コース	約2,456万円	約2,778万円
②20年確定年金コース	約2,143万円	④10年保証期間付夫婦連生終身年金コース	約2,848万円 (妻が3歳年下の場合)	約2,850万円 (夫が3歳年上の場合)

※記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

社会保障給付(公的年金)を補完し、ゆとりある老後生活を送りましょう。

## 1 お申込みになれるのは

電力総連加盟の組合員および組合が認めた方で

- 月払 … 昭和37年4月2日以降に生まれた方
- 半年払 … 昭和37年8月2日以降に生まれた方

がお申込みになれます。

加入資格をご確認ください。

## 2 お申込み方法

- 月払 … 毎月12日に預金口座から自動引落とし、積立てます。
- 一時払 … 3月12日と8月12日に、月払と同時に預金口座から自動引落とし、積立てます。
- 半年払 … 年2回 7月12日と1月12日に預金口座から自動引落とし、積立てます。

- ◆おひとりで月払と半年払の2通りの方法が選べます。どちらか一方でも、また両方を申込みすることもできます。また月払に申込みと、一時払も申込みできます。
- ◆新規加入者の一時払の申込みは4月分(3月12日引落し)となります。(注)一時払だけのお申込みはできません。
- 12日が土・日・祝日の場合は、翌営業日に引落とされます。(以下同じ)

## 3 掛金

- 月払 … 3口～50口以内でお選びください。(1口2,000円) (6,000円～10万円)
- 一時払 … 1口～200口以内でご希望の方はお選びください。(1口10万円) (10万円～2,000万円)
- 半年払 … 1口～50口以内でお選びください。(1口1万円) (1万円～50万円)

## 4 掛金より運営事務費、生保手数料および遺族特約保険料をご負担いただきます

ア.運営事務費は電力総連年金制度の運営のため次の金額をご負担いただきます。

- 月払 … 1口あたり0.75% (2,000円につき15円)
- 一時払 … 1口あたり0.08% (100,000円につき80円)
- 半年払 … 1口あたり0.5% (10,000円につき50円)

イ.生保手数料は積立金の管理や運用費用のため次の金額をご負担いただきます。

- 掛金 … について (掛金-運営事務費) × 約1.3%
- 積立金 … について 決算時及び脱退時 約0.1%

ウ.遺族一時金の支払いのため、遺族特約保険料をご負担いただきます。

- 月払 … (掛金-運営事務費) の約0.07%
- 一時払 … ありません
- 半年払 … (掛金-運営事務費) の約0.42%

※記載の数値は変更される場合があります。

## 5 申込みのスケジュール(掛金の引落しは毎月12日です。)

	2019年10月15日	12月15日	2020年3月12日	7月12日	8月13日	2021年1月12日
月払	申込開始日	申込締切日	4月分引落日			
一時払			4月分引落日		9月分引落日	
半年払				8月分引落日		2月分引落日

- 【加入者票】の送付は、月払が4月中旬、半年払が8月中旬となります。
- 【積立金明細書】月払(一時払含む)は、6月下旬(4/1時点)、半年払は10月下旬(8/1時点)に送付されます。
- 【生命保険料控除証明書】は10月下旬に送付されます。
- 募集期間中(新規加入者を含む)に取り扱う一時払の申込みは4月分となります。
- 既加入者の一時払の申込みは、4月分は2月20日が締切となります。なお、9月分については、4月1日～7月20日に別途、お申込み願います。
- (注) 口座引落が出来ない場合
- 月払 → 翌月に2ヵ月分引落し → 翌々月に3ヵ月分引落し → 不能の場合は、自動脱退となります。
- 半年払 → 翌月(8/12)に引落し → 翌々月(9/12)に引落し → 不能の場合は、自動脱退となります。
- 一時払 → 再度の引落しは行われず、申込取消となります。

## 個人情報に関する取扱いについて(契約者と生命保険会社からのお知らせ)

当該保険の運営にあたっては、契約者は加入対象者(被保険者)の個人情報(氏名、性別、生年月日等)以下、「個人情報」といいます。を取り扱い、契約者が保険契約を締結する生命保険会社(共同取扱会社を含みます。以下同じ)へ提供いたします。契約者は、当該保険の運営において入手する個人情報を、本保険の事務手続きのために使用いたします。生命保険会社は受領した個人情報を各種保険契約の引受け・継続・維持管理、一時金・年金等の支払い、その他保険に関連する業務のため使用(注)し、また、契約者および他の生命保険会社以上記目的の範囲内で提供します。なお、今後、個人情報に変更等が発生した際にも、引き続き契約者および生命保険会社においてそれぞれ上記に準じ個人情報を取り扱われます。記載の引受保険会社は、今後変更する場合がありますが、その場合、個人情報は変更後の引受保険会社に提供されます。(注) 保健医療等の機微(センシティブ)情報については、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる目的に利用目的が限定されています。なお、事務幹事会社の個人情報の取扱いにつきましては、ホームページ(https://www.meljiyasuda.co.jp)をご参照ください。

# 電力総連 年金制度のしくみ

## 【掛金】

- 月払 1口 2,000円(3口から 50口まで)
- 半年払 1口 10,000円(1口から 50口まで)
- 一時払 1口 100,000円(1口から200口まで)

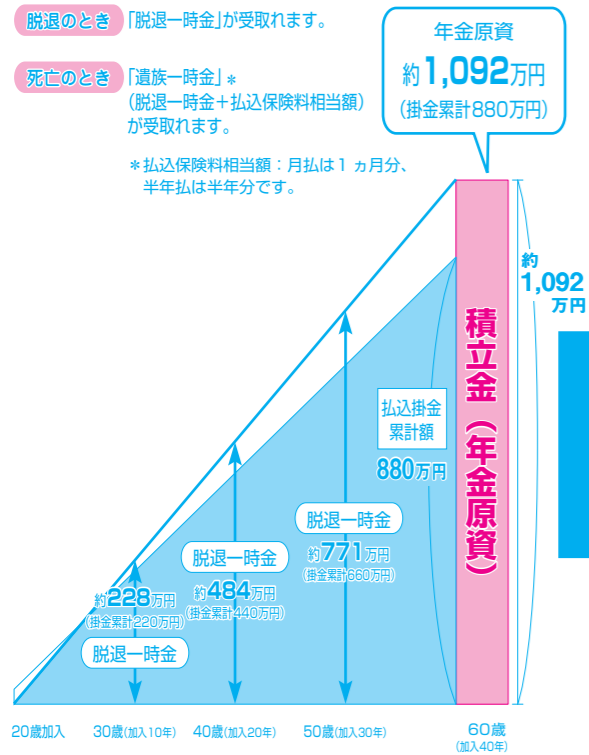
### ご加入例

- 加入年齢 ……20歳(男性)
- 払込完了年齢 ……60歳(年金受給開始)
- 月払掛金 …… 1万円(5口)
- 半年払掛金 …… 5万円(5口)

脱退のとき 「脱退一時金」が受取れます。

死亡のとき 「遺族一時金」\*  
(脱退一時金+払込保険料相当額)  
が受取れます。

\*払込保険料相当額：月払は1ヵ月分、  
半年払は半年分です。



ご加入例及び年金受取方法に記載の数値については、  
P.4の「給付内容についてのご注意」をご参照下さい。

## 税法上の取扱い

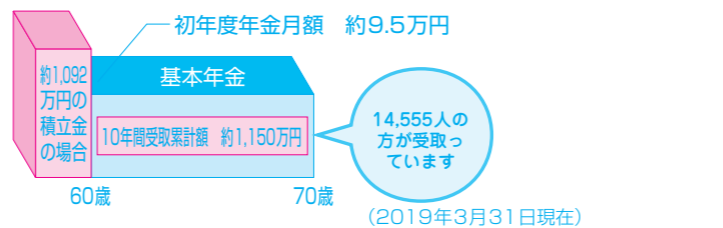
- 掛金** 掛金から運営事務費を控除した額(保険料)が個人年金保険料控除の対象となります。[他に個人年金保険料控除を受けていないとき]ただし、満50歳以上で加入された方は一般の生命保険料控除の対象となります。
- 脱退一時金** 一時所得の対象となり、50万円の特別控除が適用されます。  
一時所得の課税対象額=(脱退一時金額-払込保険料合計額-50万円)×1/2(他に一時所得がない場合)  
※所得税に加え復興特別所得税が課税されます。
- 遺族一時金** 相続税の対象となります。ただし、受取人が法定相続人の場合は、法定相続人1人につき、500万円まで非課税です。
- 年金** 加入者本人が毎年受取る年金は、雑所得として課税されます。  
課税対象額=(基本年金年額+増加年金年額)-(基本年金年額× $\frac{\text{払込保険料合計額}}{\text{年金支払総額(見込額)}}$ )  
※雑所得金額が25万円以上の時10.21%の源泉徴収を行います。  
税務の取扱いについては、税制改正により、今後変更となることがあります。

## 年金受取方法 ……積立金が約1,092万円(20歳加入)の場合

〈基本年金〉 ……年金受給権取得時の積立金を年金原資として計算した金額です。

### ①10年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が10年間支払われます。



### ②20年確定年金コース

加入者の生死にかかわらず、加入者またはその遺族に「年金」が20年間支払われます。



### ③15年保証期間付終身年金コース

加入者が生存中、終身にわたり「年金」が受取れます。15年の保証期間中に加入者が死亡された場合は、残余保証期間、遺族に加入者の受け取っていた年金月額と同額の「年金」が支払われます。



### ④10年保証期間付夫婦連生終身年金コース

加入者または配偶者が生存中、終身にわたり「年金」が受取れます。10年の保証期間中に加入者が死亡された場合は、残余保証期間、遺族に加入者の受け取っていた年金月額と同額の「年金」が支払われます。10年の保証期間経過後に加入者が死亡された場合は、配偶者に加入者の6割の「年金」が支払われます。



次の4つの年金コースからひとつをお選びください

## 給付額試算表 脱退一時金および60歳受取開始時の年金月額

- ▶ 明治安田生命(幹事会社)の予定利率年1.25%に基づき計算。
- ▶ 掛金から運営事務費、生保手数料、遺族特約保険料が引かれております。
- ▶ 加入年数が短いと払込掛金の合計を下回ります。

月払に5口(1万円)加入の場合 (網掛部分は払込掛金の合計を下回ります。)(カッコ表示されている部分については年金受け取りができません)

加入年数 (経過年数)	払込掛金合計額	脱退一時金額 (積立金額)	60歳受取開始時の年金月額			
			10年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付終身年金(男性)	10年保証期間付夫婦連生終身年金(男性)
1年	120,000円	約118,200円	約1,000円	約(500)円	約(400)円	約(400)円
2年	240,000円	約237,700円	2,000円	1,100円	900円	(800)円
3年	360,000円	約358,700円	3,100円	1,600円	1,400円	1,200円
4年	480,000円	481,000円	4,200円	2,200円	1,900円	1,600円
5年	600,000円	604,700円	5,300円	2,800円	2,400円	2,100円
6年	720,000円	729,900円	6,400円	3,400円	2,900円	2,500円
7年	840,000円	856,400円	7,500円	3,900円	3,400円	3,000円
8年	960,000円	984,500円	8,600円	4,500円	4,000円	3,400円
9年	1,080,000円	1,114,000円	9,700円	5,100円	4,500円	3,900円
10年	1,200,000円	1,245,000円	10,900円	5,800円	5,000円	4,300円
15年	1,800,000円	1,922,800円	16,800円	8,900円	7,800円	6,700円
20年	2,400,000円	2,640,500円	23,200円	12,300円	10,700円	9,200円
25年	3,000,000円	3,400,400円	29,800円	15,800円	13,800円	11,900円
30年	3,600,000円	4,204,900円	36,900円	19,600円	17,100円	14,700円
35年	4,200,000円	5,056,800円	44,400円	23,500円	20,500円	17,700円
40年	4,800,000円	5,958,700円	52,300円	27,800円	24,200円	20,900円

●15年保証期間付終身年金の場合、15年経過後は本人が生存されている場合に限り支給されます。●10年保証期間付夫婦連生終身年金の場合、10年保証期間中は本人(もしくは配偶者)の生死にかかわらず年金が支給されます。保証期間経過後は本人もしくは配偶者が生存している限り終身にわたり年金が支給されます。なお、本人死亡後の配偶者の年金支給額は保証期間中は本人と同額、保証期間経過後は本人の6割となります。

半年払に5口(5万円)加入の場合 (網掛部分は払込掛金の合計を下回ります。)(カッコ表示されている部分については年金受け取りができません)

加入年数 (経過年数)	払込掛金合計額	脱退一時金額 (積立金額)	60歳受取開始時の年金月額			
			10年確定年金	20年確定年金	15年保証期間付終身年金(男性)	10年保証期間付夫婦連生終身年金(男性)
1年	100,000円	約98,600円	約(800)円	約(400)円	約(400)円	約(300)円
2年	200,000円	約198,300円	1,700円	900円	(800)円	(600)円
3年	300,000円	約299,200円	2,600円	1,300円	1,200円	1,000円
4年	400,000円	401,300円	3,500円	1,800円	1,600円	1,400円
5年	500,000円	504,400円	4,400円	2,300円	2,000円	1,700円
6年	600,000円	608,800円	5,300円	2,800円	2,400円	2,100円
7年	700,000円	714,400円	6,200円	3,300円	2,900円	2,500円
8年	800,000円	821,200円	7,200円	3,800円	3,300円	2,800円
9年	900,000円	929,100円	8,100円	4,300円	3,700円	3,200円
10年	1,000,000円	1,038,400円	9,100円	4,800円	4,200円	3,600円
15年	1,500,000円	1,603,500円	14,000円	7,400円	6,500円	5,600円
20年	2,000,000円	2,201,800円	19,300円	10,200円	8,900円	7,700円
25年	2,500,000円	2,835,200円	24,900円	13,200円	11,500円	9,900円
30年	3,000,000円	3,505,800円	30,800円	16,300円	14,200円	12,300円
35年	3,500,000円	4,215,700円	37,000円	19,600円	17,100円	14,800円
40年	4,000,000円	4,967,400円	43,600円	23,100円	20,200円	17,400円

●15年保証期間付終身年金の場合、15年経過後は本人が生存されている場合に限り支給されます。●10年保証期間付夫婦連生終身年金の場合、10年保証期間中は本人(もしくは配偶者)の生死にかかわらず年金が支給されます。保証期間経過後は本人もしくは配偶者が生存している限り終身にわたり年金が支給されます。なお、本人死亡後の配偶者の年金支給額は保証期間中は本人と同額、保証期間経過後は本人の6割となります。

### 一時払に1口(10万円)加入の場合

(網掛部分は払込掛金の合計を下回ります。)

加入年数 (経過年数)	払込掛金合計額	脱退一時金額 (積立金額)
1年	100,000円	約99,700円
2年	100,000円	100,900円
3年	100,000円	102,000円
4年	100,000円	103,200円
5年	100,000円	104,400円
6年	100,000円	105,600円
7年	100,000円	106,800円
8年	100,000円	108,000円
9年	100,000円	109,200円
10年	100,000円	110,500円
15年	100,000円	117,000円
20年	100,000円	123,800円
25年	100,000円	131,100円
30年	100,000円	138,800円
35年	100,000円	147,000円
40年	100,000円	155,600円

### 給付内容についてのご注意

＜脱退一時金額(積立金額)について＞  
給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。  
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用してあり、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。  
給付額試算表の金額は、次の条件で計算していますが、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。  
(1)年間保険料(月払91.9億円、半年払31.4億円)を常に維持していること。  
(2)加入者全員の保険料が毎月1日に入金されたものであること。  
(3)給付額試算表の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の予定利率(令和元年7月1日現在年1.25%)に基づき計算しています。  
なお、基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)については、将来変更される場合があります。記載の給付額試算表には、配当金を加算していません。毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。決算実績によってはお支払できない年度もありません。また、配当金が生じた場合には積立金の増額に充当されます。年度途中で脱退された場合は、その年の配当金はありません。積立金(脱退一時金)は加入年数が短いと払込掛金の合計を下回ります。  
＜60歳受取開始時の年金月額について＞  
給付額は現時点では確定しておらず、変動(増減)します。  
記載の給付額は、明治安田生命保険相互会社(事務幹事会社)の基礎率(予定利率、予定死亡率、予定事業費率等)を使用してあり、その他の引受会社の基礎率を含めたものとはなっていません。なお、実際にお支払する金額は変動(増減)することがあり、将来のお支払額をお約束するものではありません。  
毎年の配当金はそれぞれのお支払時期の前年度決算により決定しますので、現時点では確定していません。配当金が生じた場合には年金の増額のために保険料に充当しますが決算実績によってはお支払できない年度もありません。なお、記載の給付額には、配当金を加算していません。  
※上記の10年保証期間付夫婦連生終身年金は、加入者を男性とし、妻が夫より3歳下の場合の額です。  
※60歳女性、65歳男性および65歳女性についての15年保証期間付終身年金および10年保証期間付夫婦連生終身年金(妻が夫より3歳下の場合)の開始時年金月額は、脱退一時金(積立金)欄の額を、次の年金原価率で除した値となります。  
(60歳女性)15年保証終身年金 277.8738 10年保証夫婦連生終身年金 285.0123  
(65歳男性)15年保証終身年金 214.7581 10年保証夫婦連生終身年金 246.3963  
(65歳女性)15年保証終身年金 241.1068 10年保証夫婦連生終身年金 244.6363  
記載の数値は将来改定されることがあります。ただし、年金受給権取得後は改定されることはありません。

# 電力総連年金制度加入申込書<2019年度募集用>

お申込み内容に訂正がある場合は、必ず訂正印を押印願います。

## 全国電力関連産業労働組合総連合 御中

私は電力総連年金制度についてパンフレット等の説明資料・契約概要・注意喚起情報等を受領し、内容を確認・承知のうえ、申込内容が自らの意向に沿ったものであることを確認して、加入・変更を申込みます。

また、個人情報の取扱いについても、説明資料等の記載内容を承知し、同意いたします。なお、私は申込日現在健康で正常に就業しております。

※なお、電力総連年金制度とは、拠出型企業年金保険のことで、給付金受取人は電力総連年金制度規定のとおりとなります。

申込締切日 2019年12月15日

申込日 20年 月 日

申込日の記入がない場合は、申込締切日を申込日として取り扱います。

従業員コード **ここは記入しない**

**選択して で囲む**

必ず自署にてご記入ください

氏名	カナ	性別	生年月日	加入者番号
漢字		<input checked="" type="radio"/> 男 昭和 <input type="radio"/> 女 平成	年 月 日	<b>ここは記入しない</b>
現住所	郵便番号を記入	カナ	必ず所・番地・方書まで記入	
		漢字	必ず所・番地・方書まで記入	
指定口座	金融機関番号・名称	店舗番号・名称	預金種目	口座番号(右づめでご記入ください)
	銀行からの引落しを選択する場合	普通		
ゆうちょ銀行	種目コード	契約種別コード	記号	番号(右づめでご記入ください)
	ゆうちょ銀行からの引落しを選択する場合			
預金者名	カナ	金融機関届出印(サイン)		
加入者本人に限ります	漢字			

金融機関届出印を使用し3枚目の捨印も捺印する  
合計5枚6カ所

(ご加入に際して) ①既に電力総連年金制度にご加入の方は「現住所」「指定口座」のご記入は不要です。  
②上記①に該当される方は「明治安田生命用②」のみご提出ください。(金融機関提出用③、④はご提出しないでください。)

必ずご記入ください

月払 0口~2口は記入不可 (解約の場合は、脱退給付金請求書をご提出ください)

令和02年4月1日から 3口~50口 新規申込・変更後掛金  $\square \times 2,000$ 円 =  $\square$ ,000円で申込みます

**毎月積立はこちら (加入条件3口以上)**

一時払 (積立月の前月12日に掛金を口座から引落します)

令和02年 ④ ⑨ 月1日付で 1口~200口  $\square \times 10$ 万円 =  $\square$ 0万円を積立てます

**年に1回の積立はこちらから 但し月払い加入が条件**

※月払新規申込者で一時払を申込みれる場合は、積立月は4月となります。  
※「年金受給権取得時」一時払を申込みれる場合は  
① 希望する積立月を一時払申込欄の○にご記入のうえ、必ず「脱退給付金請求書」を同時に提出願います。  
② 確定年金選択の場合は、年金受給権取得時の積立金以内の口数にて申込み願います。

半年払 0口は記入不可 (解約の場合は、脱退給付金請求書をご提出ください)

令和02年8月1日から 1口~50口 新規申込・変更後掛金額  $\square \times 1$ 万円 =  $\square$ 万円で申込みます

**半年に1回積立はこちら (加入条件1口以上)**

所属用欄

組合名 **ユアテックユニオン** 支部名 **支部 分会**

組合コード **0230** 2019年度募集用 ※2020年(令和2年)の申込以外は使えません